

議案第41号

関市林業振興施設条例の一部改正について

関市林業振興施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年6月3日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

関市板取林業者研修宿泊施設及び関市上之保林産物販売所を廃止するため、この条例を定めようとする。

関市林業振興施設条例の一部を改正する条例

関市林業振興施設条例（平成17年関市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第2条の表関市板取林業者研修宿泊施設の項及び関市上之保林産物販売所の項を削る。

第3条第1項の表中

「

関市ふどうの森管理センター 関市板取林業者研修宿泊施設	無休
関市上之保林産物販売所	1 土曜日及び日曜日 2 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。） 3 12月29日から翌年1月3日までの日（1及び2に掲げる日を除く。）

を

」

「

関市ふどうの森管理センター	無休
---------------	----

に、

」

「月曜日が休日」を「月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）」に改める。

第4条第1項の表中

「

関市ふどうの森管理センター 関市上之保林産物販売所	午前8時30分から午後5時まで
関市板取林業者研修宿泊施設	午前8時から午後10時まで

を

」

「

関市ふどうの森管理センター	午前8時30分から午後5時まで
---------------	-----------------

に

改め、

「

備考 関市板取林業者研修宿泊施設は、研修室に限る。

を

削る。

第6条から第12条までを削る。

第13条第1項第4号中「市長」の次に「（指定管理者に施設の管理を行わせる場合は、指定管理者。次項において同じ。）」を加え、同条を第6条とし、第14条を第7条とし、第15条を第8条とする。

第16条第2号及び第3号を削り、同条第4号中「前3号」を「前号」に改め、同号を同条第2号とし、同条を第9条とし、第17条を第10条とする。

第18条を削り、第19条を第11条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。